

鳥取県告示第303号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月24日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の 氏名	主たる事務所の所 在 地	居宅サービス事業を 行 っ 事 業 所 の 名 称	居宅サービス事業を 行 っ 事 業 所 の 所 在 地	変 更 年 月 日
株式会社ハピネラ イフケア 代表取締役 白崎 朝宏	米子市錦町三丁目 77	ハピネライフケア鳥 取支社	鳥取市浜坂315-2	平成21年4月1 日